

中山 陽介 提出 学位申請論文

『平仮名成立史の研究』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、平安時代の平仮名の成立過程を考察した論文で、序章、第一章「平仮名成立の諸要件」、第二章「仮名成立史上の「讃岐国司解端書」の位置付け」、第三章「平仮名の字母の体系化」、第四章「平仮名の字源」、第五章「仮名成立史上の「西三条第跡出土仮名墨書土器」の位置付け」、第六章「仮名成立史上の「東寺檜扇」の位置付け」、第七章「仮名連綿成立考」、第八章「平仮名の筆画の円転化」、終章「平仮名の成立過程」、附章「仮名資料要覧」の十一章から成る。序章では、本論文の背景と目的を述べている。平成二十年代に新出した資料を含む現存資料の実態に基づいて、真仮名から平仮名へと変化していく過程を究明するという目的が示されている。

第一章では、平仮名成立までの過程を、表音的用法に基づく漢字の借用である真仮名の段階、真仮名から脱化して独特の表音文字に変化した仮名文字（半平仮名）の段階、独特の文字構造・書法的性質を獲得した平仮名の段階という三段階に分け、真仮名から仮名文字への変化は、表語文字の表音用法から表音文字体系への性質・体系の変化であり、仮名文字から平仮名へは、その形態的な変化であるとする。さらに、平仮名が成立するための条件となる形態的変化の要素として、元の漢字の形から離れて簡略な形になる「字形の簡略化」、筆画が曲線的な円運動を主体とするものになる「筆画の円転化」、字と字とを続け書きする「連綿の定式化」の三点を指摘している。

第二章では、仮名文字初期の資料として、貞観九年（八六七）頃成立の「讚岐国司解端書」（有年申文）を分析している。当該資料の仮名が真仮名ではなく仮名文字の段階に入っていることの証拠として、字母やその漢字字体が十世紀以降の平仮名と共通性を持つ「用字の体系化」、漢字部分と仮名部分とで書きぶりが異なる「書き方の相異」、平仮名の字形への崩れを示す「形の簡略化」、平

仮名独特の続け書きが現れている「連綿の成長」の四点を挙げ、これらが萌芽的な状態にあることを指摘して、仮名文字の初期的な達成が貞観頃になされているとする。

第三章では、上代の真仮名と平安時代前中期の仮名との仮名字母を比較し、上代の真仮名になかった字母が平仮名の常用の字になっていること、また上代の真仮名で常用されていた字母が平仮名になっていない例が散見されることを指摘している。その上で、平安時代前中期の仮名では、字母の種類が固定して仮名文字の閉じた体系をなしているのに対して、上代の真仮名では体系化の傾向がないことを示して、両者は直接の連続性を持たないものであるとし、平安時代前期に字母の体系化が起こる契機として草書の受容・普及を挙げている。

第四章では、平仮名の元になった漢字の字形について論じている。平仮名には漢字の草書の形を由来とする字があるが、日本における草書の受容・普及は平安時代前期にあり、上代の一般的な書体は楷書・行書であるため、上代の真仮名をそのまま崩しても草書由来の平仮名の字は成立しないと指摘する。また、

平仮名の字源を草書とする通説に対して、上代の楷書・行書の形や、平安時代前期の独特の行書の形に由来する字も存在することを示し、平仮名の体系が平安時代前期に通用していた書体全体を基盤としていることを主張する。その上で、平仮名の字形が草書の速書きの手法を取り入れることで成立していることから、草書の受容が仮名文字の発生の契機の一つになっていることを述べている。

第五章では、九世紀後半成立の「西三条第跡出土仮名墨書土器14」の仮名の形態を分析している。平仮名成立の条件の一つ「字形の簡略化」の手法を「均し・縮め・繋ぎ・接ぎ・省き・約め」の六種類に分類した上で、平仮名の字形の成立過程を、離れた点画を繋ぎ合わせる「繋ぎ」が起こった後、複雑な転折をなだらかにする「均し」が実現することで完成するものと捉えて、この墨書土器の仮名を、「繋ぎ」が発達しながらもまだ「均し」が発達していない段階にあると位置付けている。

第六章では、元慶元年（八七七）頃成立の「東寺檜扇」に書かれた仮名の形

態を分析している。従来この資料の仮名は、完成した平仮名の段階にあると見なされ、貞観・元慶頃に既に平仮名ができていたことの証拠とされてきたが、その仮名の形態を字形・連綿・筆画の観点によって分析し、その三要素のいずれにおいても平仮名の完成段階としての特徴を獲得していないものと位置付けている。そして、「讃岐国司解端書」「西三条第跡出土仮名墨書土器14」「東寺檜扇」がそれぞれ異なる性格の資料でありながら、同じ仮名の発達段階と認められることから、貞観・元慶の頃はまだ平仮名が完成の域に達していなかったとする。

第七章では、平仮名成立の条件の一つ「連綿の定式化」の過程を論じている。中国における草書の連綿が装飾的な技巧に留まるのに対し、平仮名の連綿は草書にはない独自の書法的性質を有し、文字の構造そのものに関わる重要な要素であるとし、漢字と平仮名の連綿の特徴の比較や書道史的な検討によって、平仮名の連綿が、漢字の連綿体から直接移植されたものではなく、王羲之などの独草体を基盤としながら、国語を速く多く楽に書くために、仮名独自に発達したものであると主張している。また、仮名の発達過程として、貞観・元慶頃に

は意識的に仮名を連綿させることが始まり、承平頃までに流麗な連綿に成長して、康保頃に様式的に洗練されることを示し、平仮名自体の成立の過程と連動していることを指摘している。

第八章では、平仮名成立の条件の一つ「筆画の円転化」の過程を論じている。漢字の草書は方折な骨格によって筆画が支えられているが、筆画の性質そのものを方折から円転へと転換させることで、より書きやすい文字になるとともに、根本的な構造や書法が漢字とは異なる独自の文字となったとし、この要素の達成が平仮名の成立を認定する上での重要な指標になることを指摘している。

終章では、第一章から第八章までの結論に基づき、平仮名成立の背景を考察している。平仮名が平安時代に成立した背景に、その時期に草書が受容されて文字を書き崩すという手法を会得したこと、宮廷を中心に和文をやりとりする機会が増加したことを挙げている。

附章では、本論文で扱った主要な仮名資料の書誌を解説している。

論文審査の結果の要旨

申請論文『平仮名成立史の研究』は、平安時代前期の仮名資料を対象として、書道史の観点を導入して平仮名の成立を考察したものである。文字史の研究と書道史の研究との両分野に目配りをした研究はそれほど見られない中で、本論文は、両分野の知見を踏まえて、平仮名の成立過程を明らかにするという大きな課題に取り組み、新たな知見を提出したものととして、高く評価することができる。

本論文の特筆される成果は、平安時代前期の草書の受容と普及を平仮名成立の契機としている点にある。従来の研究でも草書の影響は指摘されているところであるが、本論文では、万葉仮名にない字母が平仮名になっていること、万葉仮名でよく使われた字母が平仮名になっていないことを指摘し（第三章）、また、平仮名の中に、「不」「知」の草書に由来する「ふ」「ち」のようなもの他に、「止」「保」の楷書・行書に由来する「と」「ほ」のようなもの、「き（幾）」「ゑ（恵）」のように楷書・行書にも草書にもないものというように、由来となる書体が混

在していることを示して、平仮名が万葉仮名から直接つながるものではなく、一律に草書に由来するものとして捉えることも適当でないことを論じている(第四章)。このような平仮名の由来となる書体が異なることについて、草書を体系的に受容したのが平安時代前期であることを確認した上で、草書の受容が「字形の全体を書き崩すという簡略化の方法」(94頁)を導いたものと捉え、楷書・行書に由来する平仮名が「その多くは形が元から簡略なもの」であるとし、「草書を取り入れることで複雑な字形が淘汰され、楷書・行書でも、使ひ慣れた簡略な字形は、上代からそのまま引き継がれた」(95頁)ものと推測している。草書の受容・普及をどのように捉えるかによって異論も出るものと思われるが、右のように捉えることによって平仮名が平安時代に成立した理由を説明することが可能になるという点で、傾聴に値する見解であると言えよう。

また、平仮名であることを認定するために客観的な分析方法を提案している点も評価できるものである。万葉仮名から平仮名へという展開について、一字一音の万葉仮名に相当するものを「真仮名」の段階とし、「平仮名」の段階へと向か

う中間形態に「仮名文字（半平仮名）」の段階を設け（第一章）、その具体的な資料として「讃岐国司解端書」（有年申文）を挙げて説明している（第二章）。「仮名文字」から「平仮名」へは形態の変化であるとして、「字形の簡略化」「筆画の円転化」「連綿の定式化」の三点を平仮名の成立のための条件として認めている（第一章）。このうち「字形の簡略化」については、画の転折をならした「均し」、長い画を短くしたり画を点に縮めたりする「縮め」、離れた点画を一体にした「繋ぎ」、切れた点画を引き寄せて接いだ「接ぎ」、遠回りになる点画を省いた「省き」、複雑な箇所を筆の軌道上に集約した「約め」という六種の要素に分けて、「西三条第跡出土仮名墨書土器14」の分析に適用している（第五章）。「筆画の円転化」「連綿の定式化」についても具体的な資料に基づいて論じており（第七章・第八章）、客観的であることに努める姿勢は評価されてよい。いずれも主観的な要素を完全に排除できるものではないが、着目すべき観点を具体的に提案したものととして注目されるものである。

さらに、仮名資料の积文を提案している点も評価できるものである。平成

二十四年に報告された「西三条第跡出土仮名墨書土器14」について釈読を試み（第五章）、「東寺檜扇」については従来の釈文の修正案を示している（第六章）。なお、第五章の原論文は、『國學院雜誌』の平成二十七年年度の学生懸賞論文の入選論文として、同誌百十七巻七号（平成二十八年七月）に掲載されたものである。

右に挙げた本論文の成果は、評価されるものであるが、次のような問題もある。まず、先行研究の扱い方に適切でないところがある。例えば、平仮名の成立に草書の影響があることについて触れた研究も多いが、本論文の主張とどこが同じでどこが異なるのかという点が明確でなかったり、「字形の簡略化」の六種の要素が先行研究とどのような関係にあるのか述べられていなかったりする点は、本論文の肝となるところであるだけに明示的に記す必要があった。

次に、用語の問題が挙げられる。問題となる用語について本論文での使い方が第一章に示されているものの、「仮名文字」のように常識的な使い方と異なる語や、「字形」「字体」など研究者によって使い方が異なる語について相違点に留意して述べることが望ましい。

このような先行研究と用語の扱いは、文字史、書道史の各分野ではそれぞれに既知のことであっても、一方の分野には共有された知見でないこともあり、本論文のような領域を跨ぐ研究を行う場合にはより一層丁寧な説明が求められる。

また、音韻史との関連に触れていないことは残念である。本論文が対象とする九世紀から十世紀にかけて、音韻史上、ア行の「え」とヤ行の「え」の合流や、上代特殊仮名遣いのうち「こ」の甲乙の区別の残存の有無などの問題があるが、それらについて言及がない点は、日本語史上に平仮名を位置付ける研究として物足りないところである。

右のような問題があるものの、いずれも今後の研究によって補われることが期待されるものである。

以上により、本論文の提出者中山陽介は博士（文学）の学位を授与される資格があると認められる。

令和三年十二月六日

主	副	副
査	査	査
國學院大學教授	國學院大學教授	國學院大學准教授
吉田永弘	小田勝	橋本貴朗
印	印	印

中山 陽介 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（文学）の学位を授与される学力があることを確認した。

令和三年十二月六日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	吉田 永弘	印
副査	國學院大學教授	小田 勝	印
副査	國學院大學准教授	橋本 貴朗	印